

東日本の地方自治体における気候変動政策とオープンガバメント Web を利用した環境情報の提供に関する実態解明と今後の課題

鈴木, 新之介

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

73

(開始ページ / Start Page)

245

(終了ページ / End Page)

259

(発行年 / Year)

2014-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010208>

東日本の地方自治体における気候変動政策とオープンガバメント Web を利用した環境情報の提供に関する実態解明と今後の課題

公共政策研究科 公共政策学専攻

博士後期課程 3 年 鈴木 新之介

1. はじめに

気候変動という問題を、単なる環境問題とみなしておくには、もはや難しい局面に陥りつつある。なぜならば、気候変動は温室効果ガスを削減すれば解決するという科学的には至って単純明快な問題のはずだったからである。しかしながら、未だに解決の糸口は見出されていないどころか、手をこまねいている状況にある。とりわけ、その状況が顕著に浮き彫りとなっているのは、皮肉にもグローバルな気候変動政策に関する協議の場として毎年開催されている気候変動枠組条約の締約国会議 (Conference of Parties :COP) の結果である。2013 年に、ワルシャワで開催された COP19 においても、2020 年以降の新たな枠組みづくりに関する最終合意は、2015 年にパリで開催される COP21 へと持ち越された。とりあえずの成果としては、気候変動による損害を防ぐことを目的とした国際機関が設立されることになったぐらいである。

仮に、グローバルな気候変動政策の始まりを 1992 年に締結された国連気候変動枠組条約に求めたとして、あとわずかで四半世紀の時を迎えようとしている。それにもかかわらず、この状況をどのように説明したら良いのだろうか。この問いへ応答するためには、気候変動政策というものの本質に立ち返る必要があるだろう。気候変動という問題は、改めて記すまでもないことだが、社会を構成するあらゆる主体の人為的な活動にともなって排出される温室効果ガスの増大によって、大気中の温室効果が高まったことによって生じた問題である。そのために、気候変動政策は、グローバルなレベルからローカルなレベルに至る重層的かつ多元的な政策の形成と、その着実な実施が肝要である。また、その政策にかかわる主体も多岐にわたり、それらはいくつかの政策レベルで重複している。それゆえ、国際的な気候変動政策の目的が、大気中の温室効果ガス濃度の安定化という確固たる政策目標に揺るぎがない限り、草の根のレベルでの取り組みが強固なものであれば、国際的な気候変動政策が多少頼りないものであろうと時間を稼ぐことぐらいはできる。失念してはならないのは、「私たちの政策的な取り組み自体が抱える問題も、温暖化をさらに促進し、それによる環境リスクを増幅させる大きな原因となっている」ということである (池田, 2001: 6)。それゆえに、国際的な政治状況や国益に振り回されず、住民にとって身近な政策の担い手たる地方自治体の役割は、これからの気候変動政策にとって、ますます重要なものとなる。

以上のような観点から、住民にもっとも身近で、かつローカルなレベルにおける政策の担い手である地方自治体の気候変動政策に焦点を合わせることにしたい。その際に、重要な視点となるのが情報通信技術 (Information and Communication Technology : ICT) の利用である。ICT の高度な発展は、環境政策にも大きな影響を与えている。たとえば Mol (2008) は、人工衛星 Envisat と EU の食品安全危機への対応という 2 つの事例を援用し、現代社会における ICT の発展が、環境知識や環境情報の収集と、環境政策におけるあらゆるプロセスに革新を与えていると主張する。それゆえに、現在は「環境ガバナンスにおける情報の役割を再考すべき」時にある (Mol, 2008:3)。

このような Mol の指摘は、より個別具体的な事例から検討していかなくてはならないだろう。環境省は 2009 年に「環境情報戦略：持続可能な社会のための環境情報の共有と活用に向けて」と題した戦略を公表しており、その中で環境情報の整備と提供について ICT の利用が不十分であり、今後のあるべき姿として ICT の活用を標榜している (環境省, 2009)。この戦略において、地方自治体は情報整備の主体とされているが、情報の提供については明記されていない。しかしながら、政府は 2000 年の時点で、「高度情報通信ネットワー

ク社会形成基本法（IT 基本法）」を制定し、2001 年には「e-Japan 戦略」を策定している。このなかで、地方自治体にも行政情報をインターネットで公開することなどが記されている。また、オープンガバメントといわれる ICT を利用した政府の積極的な情報公開への姿勢が、近年の世界的な潮流となっており、その動向と地方自治体に与える影響についても無視することができなくなりつつある。そのため、地方自治体の気候変動政策という文脈においても、ICT を利用した環境情報の提供は重要な課題の一つとなっている。それゆえに、まずは地方自治体における気候変動政策に関する Web を利用した情報提供の実態を解明しておく必要があるだろう。

本稿は、以上のような命題に取り組むべく、その足掛かりとして北海道および東北地方、関東甲信越地方、北陸地方といった東日本の地方自治体に焦点を合わせたい。まずは本研究における最大の特徴として、インターネットを利用したフィールドワークという研究方法について明示する。つぎに、そのようなインターネットを利用したフィールドワークを始めとして、インターネットに関する研究を実施するにあり、研究者が必ず直面する課題に取り組みたい。それは、主としてインターネット関連の用語に対する概念の曖昧さに関する問題である。これを踏まえた上で、地方自治体における情報化政策の変遷を、主に電子自治体という視点から回顧しつつ、近年のオープンガバメントという時流が、何を意味しているのかを検討する。そして、これらのことを念頭に置きつつ、まずは東日本の地方自治体における Web を利用した情報提供の実情に迫りたい。そのうえで、Web を利用した気候変動政策に関する情報提供の実態を解明し、今後のあり方について考察する。

2. インターネットを利用したフィールドワーク

地方自治体における Web を利用した気候変動政策に関する情報提供の実態を解明するためには、それぞれの地方自治体の Web サイトにアクセスし、そこで気候変動に関する情報が、どのように掲載されているのかということを明らかにする必要があるだろう。そこで本研究では、地方自治体が開設している公式 Web サイトをフィールドとして捉え、インターネットを利用したフィールドワークを実施した。これこそが、本研究の最大の特徴である。では、Web サイトや Web ページはフィールドワークにおけるフィールドの対象として成立するのだろうか。このような問題を検討するにあたって、まずはフィールドワークとは何かという根本的な問いに立ち返る必要がある。

そもそも、フィールドワークは、文字通り「フィールド」に赴いてデータを収集することを意味している。しかしながら、データを収集する手法については、聞き取り調査や参与観察などの定性的調査法だけでなく、サーベイ調査のような定量的調査法も含むのか否かということについては、それぞれの調査者に委ねられている。それゆえ、フィールドワークの定義は曖昧なままになっているのが実情である。ただし、フィールドワークとは広い意味で「デスクワークや図書館でおこなう文献研究（ライブラリーワーク）あるいは実験室での実験（ラボラトリーワーク）など室内でおこなわれる研究活動との対比で使われる言葉」として緩やかな共通の認識が保たれている（佐藤，2006：33）。すなわち、野外でおこなわれる研究活動を「フィールドワーク」と呼ぶのが通例なのだ。では、フィールドワークという概念の中に、ある意味では室内に閉じこもったままインターネットを介して WWW（World Wide Web）上にアクセスすることは「フィールドワーク」として見做すことはできないのだろうか。

これまでインターネットを利用した調査を試みる者のなかには、インターネットを研究の対象とすることをフィールドワークとみなすことができるのか否かという疑問に正面から向き合ってきた者も少なく無い。たとえば、西田（2008：146）は「インターネットでのやりとりそのものを追うことによって初めて「現場」をみたことになるのであり、インターネットのコミュニケーションを研究する際には、インターネット上の空間こそがフィールド」だと主張している。このような主張は、決して間違っていない。インターネットを媒介にして生起するコミュニケーションを研究の対象とするのであれば、インターネットそれ自体がフィールドワークの対象と見做されるべきである。ただし、このような主張の背後には、フィールドワークというものが「フィールドを観察し、時に自ら参加することによって知見を得るものだ」という前提がある（西田，2008：146）。そのような狭義なフィールドワークの捉え方は、フィールドワークとインターネットとの関係性までも

矮小化してしまう。なぜならば、現代においてフィールドワークとインターネットとの関係性は、とても濃密で、かつ相互に浸透しているものだからである。

そこで、インターネットとフィールドワークの関係性について整理しておきたい。インターネットや Web サイトが、フィールドワークの対象となりえるのかという議論が喚起される前からインターネットは、調査のための有力な道具となっている。このことは、インターネットの黎明期から指摘されていたことでもある。たとえば、アリアドネ（1996：10）は「インターネットは何よりもまず、強力な情報収集ツール」だと捉えたうえで、検索エンジンを利用したキーワード検索と分野別検索を巧みに使いこなすことによって、調査者が必要とする情報へのアクセスについて解説した書籍を 1996 年の段階で出版している。この書籍の中で、検索サイトを利用した情報収集の手段以外に、メーリングリストへの登録や、「1つの主題に関連したアドレスを集めたカタログのようなもの」としてリソース・リストやサブジェクト・カタログなどと呼ばれている Web サイトを手掛かりとして情報を収集する手法が紹介されている（アリアドネ，1996：69）。このようなリソース・リストやサブジェクト・カタログといった呼び方は、今日ではあまり見かけることはない。だが、同じように一つの主題に関連した Web サイトへのリンクを集約した「リンク集」などを手掛かりとして情報を検索することはある。また、もっとも基本的な情報検索の手段として、検索エンジンを利用したキーワード検索や分野別検索といった手段、メーリングリストへの登録などによる情報の収集は、インターネット黎明期から今日に至るまで脈々と受け継がれている。そして、それはフィールドワークをはじめとした社会調査にとっても重要な情報収集の手段となっている。

このような情報収集の手段としてのインターネットは、フィールドワークを実施する際に、随所で利用される。そこで、まずはフィールドワークとインターネットを利用した情報収集の関係性について明らかにしておく。フィールドワークを実施するにあたって調査者が、最初に行うのはフィールドの選定である。最初からフィールドを決めていれば、フィールドを選定するということに対してインターネットを利用する機会は少ないかもしれない。しかしながら、研究課題を洗練していく過程でフィールドを選定する場合もある。そのような場合は、インターネットを利用して、研究課題と結びつきそうな情報をキーワード検索などによって求めることも多くなっている。

つぎに、フィールドワークを実施するにあたって重要となるのが、先行研究の収集である。先行研究を集める際、今日ではインターネットが非常に有力な手掛かりとなる。それは、インターネットをフィールドとするかしないかは、もはや関係ない。現代では、公共図書館のデータベースはインターネットを介して常時アクセスすることが可能になっている場合が多い。とりわけ、日本の国立国会図書館が提供する「国立国会図書館サーチ」は、自宅に居ながらインターネットを介して、国立国会図書館をはじめとした全国の図書館などに所蔵されている文献情報を検索することが可能になっている。この他、国立情報学研究所が提供している学術情報を検索できるデータベース「CiNii」や、Google が提供している「Google Scholar」などを通じて、世界中の学術資料を検索することができる。このように、現代の研究活動や調査活動における先行研究や文献検索のインターネットに対する依存度は、高くなりつつある。

さて、最後にフィールドでデータを収集する方法とインターネットとの関係性について言及しておきたい。そのためには、リアルな現場をフィールドとする場合と、インターネットをフィールドとする場合とで分けて考えなくてはならない。そこで、まずはリアルな現場をフィールドとする場合に、インターネットがどのようにデータの収集に関わっているのか明らかにしたい。

リアルな現場をフィールドとする場合、フィールドワーカーは聞き取り調査や参与観察といった定性的調査手法にもとづくデータの収集や、サーベイ調査といった定量的調査手法にもとづくデータの収集を行うことになる。その際、「調査や取材をおこなうことについて現場の人々から許可をもら」うのが鉄則である（佐藤，2002）。その手段として、近年ではインターネットを利用する機会が散見されるようになってきた。とりわけ、行政が開設する公式 Web サイトの中には、電子メールなどによる問い合わせフォームが設置されている場合が多い。そのため、行政職員などへの調査協力に関する連絡にインターネットが利用される頻度は高まりつつある。ちなみに、調査協力者から資料を提供してもらう際にも、インターネットは活用される。たとえば、近年では、政策文書などの多くは電子媒体で作成されているため、様々な政策文書や、それに関連した資料を電

子メールに添付して提供してもらうことがある。

このように、インターネットの利用は、フィールドワークの随所に散見されるようになってきたが、近年はその位置づけを新たにしつつある。なぜならば、「Web サイトや Web ページは、それ自体が潜在的なデータソースであり」、「定量的かつ定性的な内容分析の潜在的な素材」として認識されるようになってきたからである (Bryman, 2012 : 654)。つまり、単なる調査の道具としてのインターネットだけでなく、「フィールドとしてのインターネット」に着目すべき時期に來たといえる。では、インターネットをフィールドとして捉えた場合、どのようにデータを収集することが可能なのだろうか。

インターネットを介して Web サイトに掲載されている情報の多くは文字が主体となっていることが極めて多い。たとえば、行政や新聞などのマスメディアが運営する Web サイトなどはこれに該当する。そして、このような Web サイトに掲載されている Web ページは、一つの文書としてみなすことができる。そのような文書を見つけることは、これまでフィールドワーカーが、その対象とするフィールドに赴いて資料を収集するという作業に近似している。また、電子メールやメーリングリスト、ソーシャルメディアにおける複数者間の文字によるコミュニケーションを研究の対象とすることは、これまでの書簡研究とも近い。少々視点を変えるならば、これらは計量文献学や内容分析といった定量的手法を用いた分析の対象にもなる。

このように、インターネットを介して公開されている文書の収集と、その分析はこれまでフィールドワーカーが実践してきたフィールドワークと遜色ないものである。しかしながら、Web サイトに掲載されている文章は、筆者が不明であることや、ウェブサイトの更新にともなう削除などによって、その資料価値が批判の対象にさらされる。とりわけ後者と関連して、インターネットでのコミュニケーションは、その存在の証明に対する批判がなされることもある。たとえば、既に Web ページが更新されていて調査者が閲覧したとされるページが存在しない場合などである。だが、そのような批判が未だにあるとすれば、もはやそれは時代錯誤となりつつある。なぜならば、インターネットで閲覧できる文書やコミュニケーションの多くは、印刷や PDF 化による保存が可能だからである。このことによって、第三者からの反証可能性に対しては、調査者がしかるべきデータの管理を施していれば十分に対応することができるだろう。

さて、文書の収集やインターネットでのコミュニケーションを対象とする以外にも、インターネットのフィールドワークは可能である。たとえば、インターネットを利用したインタビュー調査などがある。近年、インターネットの世界には、様々なツールが存在している。たとえば、スカイプのようなビデオチャット機能や、インターネット黎明期から利用されている電メールを利用すれば、調査協力者へのインタビューを行うことが可能である。近年では、そのようなインタビュー調査を実施している事例も増えつつある。この他、電子アンケートなどの機能を利用したオンラインサーベイという方法もある。

これらのように、インターネットをフィールドワークの対象として見做すことは可能である。それゆえ、これからはインターネットとフィールドワークとの研究方法の議論を深めて行かなくてはならないだろう。そのためにも、本稿は、その先駆けの一つとして地方自治体の公式 Web サイトをフィールドとみなして、そこから得られたデータを定量的な手法に基づいて分析し、地方自治体の気候変動政策における Web の利用実態を解明する。しかしながら、その前にフィールドワークの対象としてインターネットを捉える際に直面する課題について検討しておかなくてはならない。

3. 曖昧なインターネット用語

インターネットに関する用語は、インターネットにかかわる技術の浮き沈みの早さに比例して既に使われなくなっている用語なども多数ある。その一方で、インターネットに関する用語の多くは、その定義が曖昧なまま利用されていることがある。その最も代表的な例が、「ホームページ」という用語である。ホームページという用語の利用をめぐるのは、本来の意味と、実際に使われている意味とが乖離していることが極めて多い。それゆえに、合理的な研究や分析の妨げになっている。そこで、まずは「ホームページ」という用語の本来の意味と、実際に利用されている意味との違いについて明らかにしたい。

ホームページというものの本来の意味を解き明かすにあたって、インターネットに関連する用語の整理から

始めたい。そもそもインターネットとは、コンピュータ間のネットワークを相互に接続した世界規模の巨大なコンピュータネットワークのことである。このようなネットワークを利用した代表的なシステムとして WWW や電子メールなどがある。WWW とは、インターネットを媒介として文書や画像、動画などの情報を各コンピュータ間で共有するためのシステムである。そして、この WWW で公開されている文書や画像などを閲覧するために利用しなくてはならないのが、Internet Explorer や Google Chrome などの Web ブラウザである。この Web ブラウザを利用した際に、コンピュータの画面上に一度に表示される文書や画像などの集合体が Web ページである。なお、Web ページは、何らかの目的のもとで複数の Web ページをひとまとめにしており、これを Web サイトと呼ぶ。そして、この Web サイトを構成する個々の Web ページの代表的な役割を果たす Web ページのことをトップページという。このトップページや Web サイトのことを、通常はホームページと呼ぶことが多い。しかしながら、それは間違いである。本来は、Web ブラウザを起動させた際、最初に画面に表示される Web ページを意味する用語としてホームページと呼称したのである。ちなみに、このような誤用は日本に限定されたものであり、諸外国では通用しない（きたみ, 2014；村井, 1995；日経パソコン, 2012）。

では、このようなホームページという用語をめぐる、本来の意味と実際の意味との乖離が、インターネットに関連した研究や分析を実施する際に、どのような影響をあたえているのだろうか。その一例を、環境省 (2014a) が公表している『地方公共団体の取組についてのアンケート調査報告書』の中に見出すことができる。この報告書の中で、「現在重点的に取組を実施している分野における環境情報の整備・提供等の状況」という調査項目があり、その回答に対する選択肢が、環境情報の提供に関する研究や分析の合理性を欠いてしまっている。なぜならば、いくつか選択肢が用意されている中に「ホームページへの掲載（全体的なイベントやお知らせに掲載）」という選択肢と、「ホームページへの掲載（専用のホームページを作成）」という二つの選択肢がある。前者は、地方自治体の公式 Web サイトの中で、情報が掲載されているという意味として汲み取ることが可能である。しかしながら、後者には少なくとも二つの意味合いが含まれてしまう。一方では、公式 Web サイトとは別に、文字通り環境に関する専門の Web サイトを作成していると受け取ることができる。しかし、他方では、地方自治体が開設する公式 Web サイトのなかに、環境という専門の分野を設置した Web ページを設けているというように読み取ることも出来てしまう。そのため、このような選択肢への回答からでは、環境情報の提供を目的とした専用の Web サイトを開設している地方自治体の割合を正確に把握することはできない。

このようにインターネットに関連する用語の定義に対する曖昧さは、ホームページという用語一つをとっても、インターネットに関する研究と分析の合理性を妨げていることを知らしめている。そして、このような状況は、地方自治体の情報政策に厄介な問題を引き起こしており、それが地方自治体の環境情報の提供にも支障をきたしている。では、そのような厄介な問題とは、いったい何なのか。それを探るために、電子自治体という概念に着目しつつ、地方自治体における情報化政策の変遷をたどることにする。

4. 「電子自治体」という虚像と臃げなオープンガバメント

インターネットに関連する用語の定義に対する曖昧さは、時に政府レベルの政策や施策などにも見受けられる。その最も象徴的な用語が、電子政府や電子自治体である。これらの用語は、情報通信白書などを筆頭に、中央省庁等の報告書などで当たり前のよう利用されている。その背景には、電子政府や電子自治体という考え方、それ自体が近年の世界的な潮流のひとつになっているからであろう。たとえば、OECD (2003: 23) は電子政府に該当する英語として ‘e-government’ を「より良い政府を達成するための手段として、情報通信技術、そして、とりわけインターネットを利用すること」と定義している。すなわち、ただ単に政府の電子化を指すものではなく、そこには ICT を利用することによって行政や議会、司法の効率性を向上させるという理念が暗に示されている。

では、日本は電子政府や電子自治体などを、どのように定義しているのだろうか。結果から示せば、日本の法令の中で「電子自治体」はおろか、「電子政府」や「電子行政」といった用語の定義は存在しておらず、「行政の情報化」などが同一の概念として利用されているのが実情である（上村他, 2012）。このような曖昧な概

念の乱用は、いつから生じていたのだろうか。さしあたり、行政の情報化という視点から歴史を紐解けば、1994年の「行政情報化推進基本計画」に立ち返る必要がある。同計画でも電子政府や電子行政などという用語は利用されておらず、その目的は紙ベースの情報処理から脱却し、電子化への移行をめざすというものであった。このような計画が策定されてから、わずか数年で社会的な状況に変化の兆しがみられた。それが、windows95の台頭とインターネットの普及である。そこで、政府は1997年に同計画の一部を改定し、21世紀初頭までに「電子政府」の実現を目指すことを明らかにし、初めて閣議決定レベルで「電子政府」という用語を示した（上村他，2012）。しかしながら、法令による定義の不在は、単なる混乱の源泉となっている。なぜならば、電子政府という概念は、電子申請だけを指す場合もあれば、行政が公開している電子的なサービス全般を示す場合もある。

このように明確な定義が存在せず、曖昧な概念を目的地とした羅針盤なき航海のような地方自治体の情報化政策は、いつ頃から本格化したのであろうか。それは、2000年に制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」に求めることができるだろう。この法律の第二十条に「行政の情報化」が規定されており、国および地方公共団体は、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化や効率化、そして透明性を確保するためにICTを導入することを命じている。それゆえ、同法が電子自治体の推進を国家戦略として明確に位置付けた法的根拠となっている（榎並，2002）。

さて、同法で最も重要視されなくてはならないのが、この第二十条である。なぜならば、同法が2001年に施行されて以降、幾度となく電子自治体の推進に関連した政策や施策が策定されてきたが、近年最も注目されている概念のひとつであるオープンガバメントのなかで、「透明性」というものが重要視されているからである。オープンガバメントという概念が世界的な公共政策の趨勢となったのは、2009年にアメリカのオバマ大統領が就任した際に“Transparency and Open Government”という覚書に署名したことが契機とされている¹⁾。この覚書の標題にもなっているように、オープンガバメントが掲げる重要な原則の一つが「透明性（transparency）」である。この他に、「参加（public participation）」と「協力（collaboration）」といった、合わせて3つの原則が明記されている。

このような原則を伴ったオープンガバメントという概念の趣向は、確実に日本にも影響をもたらしている。その最たるものが、IT基本法にて設置が義務付けられた「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」が2010年に策定した「新たな情報通信技術戦略」と、2011年に公表された「電子行政推進に関する基本方針」、そして2013年に表明した「世界最先端IT国家創造宣言」などである。しかしながら、いま再び法令の中に明確な定義がないオープンガバメントという曖昧な概念を用いて政策を実施しているという現実を目を向けなくてはならないだろう。さらに、問題なのはこのような政策文書の中にさえオープンガバメントに関する定義が明確に記されていないことである。ただし、「電子行政推進に関する基本方針」のなかには、「オープンガバメントのあり方及び具体的な進め方については、引き続き検討することとするが、平時から緊急時にも有効な方策を視野に入れて、利用者の具体的なニーズや費用対効果を踏まえつつ、実現可能なものか順次取り組んでいく」という記述はある（IT総合戦略本部，2011：12）。そのように、時代の要請に呼応して政策に取り組もうとする姿勢は評価に値するが、明確な指針となる定義が不在のままでは、余計な混乱を招くだけであろう。当面は暫定的な定義を明確にし、適宜修正を試みるという方針に切り替えるべきではないだろうか。

さて、このような定義は不明瞭だが、とりあえず時代の波に乗り遅れまいとして進めているといわざるをえないオープンガバメント政策は、どのような施策や事業を展開しようとしているのだろうか。もっとも代表的な例は、インターネットを利用した情報公開であり、行政の積極的な情報の開示を推進することである。そして、もう一つ顕著な例として、行政が保有する公共データを二次利用可能な形で公開し、それを時として新しい事業の促進に結び付けようとするものである。このような二次利用可能な形式で公開される公共データのことをオープンデータと称しており、IT総合戦略本部が2013年に策定した「電子行政オープンデータ戦略」や、同年に首相官邸が公表した「日本再興戦略」の中にも、オープンデータという概念が用いられている。また、地方自治体の間でもオープンデータという概念が散見されるようになった。このようなオープンデータへ向けた取り組みと、その利活用をめぐる目的の筆頭には、透明性の向上があげられており、それは「電子行政オー

ブンデータ戦略」にも明記されている（IT 総合戦略本部，2013）。ただし、オープンデータに関する明確な定義は確認できない。

このように、インターネットに関連する用語の曖昧さは、政府レベルの政策にも随所に見受けられる。そして、その比較的新しいオープンガバメントという概念すらも明確に打ち出される前に、またしても定義が曖昧なオープンデータという概念まで利用している始末である。ただし、いずれの目的の中にも「透明性の向上」が明記されている。つまり、2000 年に IT 基本法が成立して以来、我が国は「インターネットを利用した行政の透明性」を追い続けてきたが、その効果が明らかになっていないということが言葉のレトリックに隠された真実ではないだろうか。

さて、このような概念の曖昧なオープンガバメントやオープンデータに関する政策は、地方自治体に対して、どのような影響をあたえているのだろうか。既に、その時流に乗る形で、独自にオープンガバメントやオープンデータに関する施策を展開している事例がある。たとえば、福井県鯖江市は、行政が有するデータを ICT に習熟している人々が利用しやすい XML や RDF といったデータ形式で公開している。公開されているデータは統計情報や市内の施設情報、議員名簿など多様であり、ICT に関する技術を有する人々や組織が、これらのオープンデータを加工して、様々な情報を発信している。その一例として、鯖江市の Web サイトにもリンクが張られている「地球と鯖江の温暖化調べ」というアプリがある。これは、1960 年から 2010 年までの鯖江の気温の推移をグラフ化したものである。この他に、市内で利用できるトイレの位置を地図上にプロットした「トイレ情報」というアプリも公開されている。このように、行政以外の主体が、行政の保有する情報の二次利用を促進するために、積極的に行政情報を公開している事例もある。他方で、IT 総合戦略本部が 2013 年に策定した「電子行政オープンデータ戦略」によって、地方自治体が保有する「データの提供を主体的かつ積極的に進めること」が必要であると記されていることから、今後はそれぞれの地方自治体で、オープンガバメントやオープンデータに関連した施策や事業が相次いで展開されていく可能性もある。いずれにせよ、地方自治体は IT 基本法に則って電子自治体を推進していく過程の中で、政府のオープンガバメント施策への対応と時代の趨勢に導かれて、オープンガバメントを推進していかなくてはならないという状況に迫られつつある。

しかしながら、10 年以上もの歳月を経てもなお、根本的には同じことを追い続けてきた行政の情報化とは何を意味するものだったのだろうか。ICT に習熟した人々にとって利用しやすいデータ形式で、行政が保有する情報を公開するまでの道のりに、10 年以上の年月を重ねてきたのだろうか。

鯖江市の事例を鑑みると、ICT に習熟している人々には、オープンデータの推進は意味のある施策である。公共データは、ICT 習熟者たちによって加工され、多くの住民に対して分かりやすく、かつ利用価値のある情報として公表されるという利点がある。しかしながら、気温データや人口統計などは、そもそも実数が公表されていれば ICT 習熟者でなくても二次利用が可能であるし、これまでも主に研究者などによって二次利用されてきた。そこには、たしかに公開されているデータ形式を、そのまま利活用することができず、取得したデータを再入力しなくてはならないなどの煩わしさがあったことは否定できない。しかしながら、ICT 習熟者が二次利用しやすい形式で公共データの公開を促進していくことが、はたしてどこまで優先性の高い施策なのかということに対しては、検討の余地が多分に残されている。今一度、「透明性」という観点から「行政の情報化」を再考する必要があるだろう。そのことは、地方自治体の気候変動政策に関する Web を利用した情報の提供という視点が、インターネットを利用した行政の情報化に対しても、貴重な示唆を与えてくれる。

5. 地方自治体における公式 Web サイトの実態

地方自治体の気候変動政策における Web の利用実態を明らかにするために、本研究は地方自治体が開設している公式 Web サイトを電子文書資料としてとらえた。そして、これらを調査対象として計量的な方法を用いて分析を試みている。そこで、まずは対象とする地域について紹介しておく。

本研究における調査対象は、東日本に位置している全ての地方自治体（928 自治体）である。具体的には、北海道、東北地方（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）、関東甲信越地方（茨城県、栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県）、および北陸地方（富山県・石川県・福井県）

の 19 都道県と、そこに属する 909 の全基礎自治体である²⁾。調査期間は、2013 年 10 月 20 日から 2014 年 4 月 18 日までの約半年であり、その間に、928 の地方自治体が開設している全ての Web サイトにアクセスし、以下に示すような多岐にわたる調査項目に対して数量的なアプローチを試みた。そこで、以下より、その調査結果を基にして、地方自治体が開設している Web サイトの実態を示すことから始めたい。

今日では、地方自治体が Web サイトを利用して行政情報を発信するのが当たり前のこととなっている。総務省が実施した調査結果によれば「ホームページは、都道府県・市区町村ともに全団体に開設している」とのことである（総務省、2013：16）。では、そこには、どのような機能が備わっているのだろうか。そこで、まずは Web サイト内の情報を検索する手段として、キーワード検索の機能がそれぞれの Web サイトに設置されているのか否かということを調べた。このキーワード検索機能が Web サイト内に有るか無いかでは、地方自治体がある気候変動政策に関する情報へのアクセスはもちろんのこと、地方自治体が Web サイトを通じて公表しているあらゆる情報を検索するうえで、その効率性や労力に影響をきたす。では、東日本に位置するどれ程の地方自治体が、キーワード検索機能を有しているのだろうか。表 1 の調査結果を参照すると、92% の地方自治体がキーワード検索機能を備えていることがわかる。一方で、キーワード検索機能が無い地方自治体の Web サイトは 8% 弱ある。その他、キーワード検索機能を有していても、当該自治体が開設している Web サイト内の情報だけを検索するものではなく、WWW 上に公開されている全ての情報を検索してしまう検索機能を設置している Web サイトがある。また、キーワード検索機能が有るにも関わらず、利用できない状況にある Web サイトも少なからずあるということが分かった。これらの Web サイトの中には、キーワード検索機能が必要なほどの情報がない Web サイトもあることは確かだが、そのような地方自治体は情報の提供量を増加させるとともに、キーワード検索機能を整備する必要があるのではないだろうか。

表 1 キーワード検索機能の有無

有	854	92.0%
無	71	7.7%
利用不可	1	0.1%
カスタム化していない	2	0.2%
総計	928	100.0%

表 2 メールの問い合わせの有無

有	842	90.7%
電話	25	2.7%
電話・FAX	56	6.0%
電子申請	1	0.1%
工事中	1	0.1%
無	3	0.3%
総計	928	100.0%

さて、全ての地方自治体が Web サイトを開設している今日、地方自治体へ電子メールで問い合わせが可能になりつつある。総務省（2013）によれば、全ての都道府県が Web サイトで意見や要望を受け付けているのに対して、市区町村では 15.0% が対応してはいないという調査結果がある。ただし、総務省の調査における設問の定義方法は不明である。そこで、Web サイトのトップページで電子メールへ対応するための問い合わせフォーマットを設置しているほか、トップページにメールアドレスが記載されている場合、もしくはトップページに張られているリンクをクリックするとメールソフトが起動するという場合は、電子メールでの問い合わせ手段が有るものとみなして調査した。その結果、表 2 で示しているとおり、90% 以上の地方自治体が、インターネットを媒介とした問い合わせに対応しているということが明らかになった。その一方で、問い合わせ先の情報は電話や FAX のみの地方自治体が散見されるほか、そもそも問い合わせに関する情報が掲載されていない地方自治体も少なからずあるということがわかった。ただし、この調査の対象はトップページに限定しているため、実際には個別の Web ページ内でメールの問い合わせ情報が表示されている地方自治体もあることを付言しておきたい。そのため、Web サイト上にインターネットを介した問い合わせ手段がまったくないと言い切ることはできない。しかしながら、トップページは Web サイトの顔であり、リアルな庁舎では受付窓口や玄関を意味するものであることから、少なくともトップページには何らかの問い合わせ先に関する情報を表示しておく必要があるだろう。

ところで、地方自治体の情報を閲覧する際、特定の政策や事業を所管している組織が、どのような組織なのかという情報は重要ではないだろうか。地方自治体の情報を引き出す際にも組織情報が把握できれば、必要な情報を適宜入手することができる場合もある。そこで、どれほどの地方自治体が、Web サイト上で組織情報を開示しているのかを調査した。表 3 をみると、ほぼ全ての地方自治体が組織に関する情報を公開していることがわかる。しかしながら、まだ 100%とは言えない。なお、この調査は、トップページに限らず Web サイト上に公開されている全ての Web ページを対象として組織情報の有無を調べたものである。地方自治体の組織構成は、周知の通り条例によって規定されている。そのため、例規集などを参照するという手段もあるが、必ずしも住民がそのことを熟知しているとは限らない。それゆえ、組織情報に関する Web ページを個別に作成することが望ましいと考える。

表 3 組織情報の有無

907	97.7%
21	2.3%
928	100.0%

このように、地方自治体が開設している Web サイトに関して、主だった環境は整いつつある。それでは、どれほどの地方自治体が、Web サイトを利用して環境情報や気候変動政策に関する情報を提供しているのだろうか。

6. 地方自治体の Web を利用した気候変動政策に関する情報提供の実態

情報提供の意義は、情報を求める者がいて初めて成立すると考えて、ほとんど支障はないだろう。では、どれほどの人々が気候変動政策をはじめとした環境情報の提供を求めているのだろうか。そのことを知る一つの手がかりとして、環境省（2014）が公表している「環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書」を参考にしたい³⁾。環境省（2014）の調査結果によれば、半数近くの人々が地球環境の悪化を実感しており、やや悪化していると感じている人も含めれば、実に 79%の人々が地球環境の悪化を危惧していることが明らかになった。一方で、地域における環境の悪化を実感する人々は 24%ほどしかおらず、半数以上は変化を感じないとしている。しかしながら、地域の環境悪化を実感する人々のなかには、「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」という理由を選択する人と、「地球温暖化が進んでいるから」という理由を選択する人が、それぞれ 35%ほどいる。これは 24 個の選択肢の中から複数の選択肢への回答が許可されている設問のなかでの結果であり、最も回答が多かったのは「人々の生活の身近にある自然が減少しているから」という理由であったことから、地域のレベルでも気候変動への危惧を抱いている人々が多いことも示されている。もっとも、この結果はあくまで地域の環境悪化を実感する人々の中での回答である。すなわち、地域の環境が悪化もしなければ、改善もされていないと考える人々の回答は含まれていない。そのため、そのような人々が気候変動に対して危惧を抱いている可能性もあり、その結果として改善が見込めていないと考える人々もいるといことを想定しなくてはならないだろう。

このように、地域レベルでの環境に対する関心が気候変動という問題に集まる中で、地球規模での環境悪化を実感する人々の中には、「地球温暖化が進んでいるから」という選択肢を、その理由として回答する人が 8 割弱もいた。この調査は平成 8 年度から幾度かに渡って行われており、現在までに 12 回実施されているが、平成 13 年度の調査以降は「地球温暖化」が最も関心の高い環境問題として回答されつづけてきた。それは、この調査でも不変であり、今なお 7 割弱の人々が気候変動に関心を抱いている。このような調査結果からも明らかになったように、日本国民の気候変動という問題へ対する関心は強いが、政策の成果が表れていないというのが暗に示されている。

では、行政はどのようにして環境情報を提供してきたのだろうか。環境省が開設している「我が国の環境政策に関するポータルサイト」には政策情報や統計調査の結果など、環境政策に関する多様な情報が提供されている。しかしながら、このような Web サイトの利用経験がある人は、わずか 5.7%に過ぎず、1 割にも満たなかった（環境省、2014b）。このような結果は、環境省が前年においても実施した同様の調査でも、ほぼ変わらず「環境省による環境情報戦略は国民による環境情報の積極的な利用には結びついていない」という主張がなされてさえいる（村岡、2013）。すなわち、中央省庁ではインターネットを介して環境政策に関する情報を提

供するという環境の整備は整っているが、利用されていないという実態がある。それでは、地方自治体における環境情報の整備状況は、どのようになっているのだろうか。

地方自治体においても、環境情報を提供する場合として Web を利用することへの関心は高い。そのことを証明する一つのデータが表 4 から読み取ることができる。地方自治体が開設している Web サイトには、膨大な Web ページを特定の分野にまとめて表示するカテゴリページが存在している。そのカテゴリページは、概ね

表 4 環境を専門とした Web ページの有無

有	700	75.4%
有+（環境専用ページ）	5	0.5%
組織	63	6.8%
組織（上位組織内のお知らせ情報）	1	0.1%
組織（環境所管事務課内）	2	0.2%
リンク切	1	0.1%
無	156	16.8%
総計	928	100.0%

トップページにリンクが張られている。そのようなカテゴリページのタイトルに「環境」という名称を付けている地方自治体の Web サイトは 75.4%であった。ただし、小規模な地方自治体の Web サイトでは、廃棄物の処理方法や上下水道にかかわる情報、し尿処理に関する情報のみを「環境」というカテゴリページで掲載しているところも散見された。その一方で、「環境」というカテゴリページがなくとも、市民生活という観点から「廃棄物と上下水道」というカテゴリを設置しているような自治体も見かけることが多い。このように、「環境」というカテゴリページをめぐって、そこに掲載されている情報の内容にはばらつきがある一方で、「環境」に関する専門の Web サイトを独自に設けている地方自治体も少なからずある。しかしながら、「環境」というカテゴリページを設けてい

ない Web サイトも 16.8%あった。すなわち、地方自治体における Web を利用した環境情報の提供に関する環境整備は、まだ完全には整っていないということをうかがい知ることができる。

では、「環境」というカテゴリページを有していない地方自治体が 2 割弱あるということがわかった上で、そもそも、その環境に関わる専門の組織が東日本の地方自治体のなかにどれほどあるのだろうか。その調査結果が表 5 に示すとおりである。東日本に位置する約 80%の地方自治体には、「環境」という名称のついた組織が存在している。このデータからは、環境行政に対する優先順位の高さを垣間見ることができるだろう。

表 5 環境専門組織の有無

有	744	80.2%
無	166	17.9%
不明	18	1.9%
総計	928	100.0%

さて、このように東日本に位置する地方自治体のほとんどが、環境政策へ関心を向けていることが明らかになったなかで、どれほどの地方自治体が気候変動という問題を重要視しているのだろうか。その一つの指標として、地方自治体が開設している Web サイトに「気候変動」もしくは「地球温暖化」という名称が含まれたカテゴリページが、どれほど存在しているのかを調査した結果が表 6 である。この調査結果から読み取ることができる重要な点は 2 つある。一つは、気候変動に関連する専用のカテゴリページを設けているか、気候変動に関する情報を専門に扱う Web サイトを開設している地方自治体は 2 割程度にとどまっていること。そして、もう一つの重要な点は、キーワード検索機能を利用して「気候変動」や「地球温暖化」というキーワードを検索した結果、一切これらの情報が提供されていないという Web サイトが 4.1%もあると

いうことだ。つまり、東日本に位置している地方自治体における全体的な傾向として、気候変動という問題に関する情報提供の優先順位は、それほど高いわけではないと考えることができるだろう。では、このような状況のなかで、東日本の地方自治体における気候変動政策に関する情報は、どの程度まで Web を通して提供されているのだろうか。

地方自治体には、地域の方角性を示す総合計画が最上位計画として君臨している。近年は、この計画の中で気候変動政策の推進を明記する自治体も散見されるようになってきた（平岡他，2011）。この計画の下に、環境政策の核を成す環境基本条例と、それに基づいて策定される環境基本計画があり、さらにこれらが基軸とな

って気候変動に関する各個別の政策や施策が展開されている。そのもっとも代表的な例が、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」である。この計画は、より詳細には2種類の計画から構成されており、その一つが「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」である。これは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第20条の三にて、全ての地方自治体に同計画の策定を求めたものであり、行政の事務事業にともなって排出される温室効果ガスの削減を目的とした計画である。すなわち、行政も温室効果ガスを排出する主体として認識し、自らの行動にともなって排出される温室効果ガスを積極的に削減することによって、住民や事業者への模範とならなくてはならないのである（環境省，2014c）。同計画は、1998年に温対法が施行されて以来、策定が求められ続けてきた。だが、環境省（2014d）の調査によれば、既に全ての都道府県で策定されているものの、市町村に至っては未だに2割ほどが策定できずにいる。その中には、人口規模が10万人を超える市も含まれてはいるが、ほとんどは1万に満たない小規模な町や村である。それゆえ、「未策定自治体への対応について真剣に検討しなければならぬ」とする意見もある（平岡他，2011:28）。だが、そもそもの問題として1万に満たない小規模な地方自治体に対して、政令指

定都市などの大規模な地方自治体に求めるような水準の計画を策定することを義務付なくてはならないかという点も検討すべきである。

そのような課題を内包している温対法だが、もう一つ地方自治体に策定が求められている計画がある。それが、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」であり、かつて「地球温暖化対策地域推進計画」という名称で策定が求められていたものである。同計画は温対法の改正にともない名称が変更されただけでなく、都道府県及び政令指定都市、中核市、特例市は策定が義務づけられた。この計画は、地域全体で温室効果ガスの排出量を削減するためのものであり、事業者と住民にも温室効果ガスの削減を求めている。また、温対法のなかで、化石燃料以外のエネルギー（いわゆる自然エネルギー）の利用促進を定めることや、交通機関の利便性を高めること、緑地の保全と緑化の推進、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成に寄与することなどを計画内に盛り込むことを定めている。それゆえに、同計画の策定は、各地方自治体における気候変動政策の要となるものであり、策定を義務付けられている地方自治体以外でも同計画を策定していくことが望ましいことはいうまでもない。だが、環境省（2014d）の調査によれば、同計画の策定状況は芳しくなく、策定が義務付けられている都道府県レベルでさえも未だにその全てが策定しているわけではない。もっとも、計画の対象とする期限を超越したことによる更新の遅れが影響している可能性もある。問題は、策定が義務とされていない地方自治体であり、そのような地方自治体の策定率は1割程度である。もっとも、人口が1万に満たない地方自治体の策定率はわずか3%程度と非常に少ない。この計画は、全ての地方自治体に策定が義務付けられているわけではないが、地方自治体の気候変動政策における基軸を成すものである。そのため、小規模な地方自治体には、大規模な地方自治体とは異なる水準の計画を策定するように求めて行くように温対法の改正を検

表6 地球温暖化に関する専用の Web ページの有無

有	173	18.6%
独立	3	0.3%
有＋独立	1	0.1%
有（組織ページ内）	6	0.6%
有（専用ページ内）	3	0.3%
気候変動	1	0.1%
地球環境	1	0.1%
省エネ・エコ	2	0.2%
地域協議会	2	0.2%
リンク切	1	0.1%
無	634	68.3%
皆無	38	4.1%
不明	63	6.8%
総計	928	100.0%

表 7 地球温暖化対策地方公共団体実行計画
（事務事業編）の策定状況

有	416	44.8%
概要	7	0.8%
済	296	31.9%
期限切れ	9	1.0%
リンク切れ	3	0.3%
素案	1	0.1%
無	195	21.0%
不明	1	0.1%
総計	928	100.0%

表 8 地球温暖化対策地方公共団体実行計画
（事務事業編）の結果公表

有	304	32.8%
無	622	67.0%
準備中	1	0.1%
公表予定	1	0.1%
総計	928	100.0%

討すべきであろう。

さて、このような課題を内包している二つの「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」だが、東日本に位置するどれほどの地方自治体が、Web サイトを通じて政策文書を公開し、またその実績や経過報告をしているのだろうか。まずは、事務事業編の方から明らかにしていきたい。

表 7 は、事務事業編の策定状況と、それを Web サイトで公開しているのか否かを調査した結果である。このデータから読み取れることは、東日本に位置している約半数に満たないぐらいの地方自治体が、同計画を策定するとともに、その内容を公表しているということである。しかしながら、31.9%の地方自治体は、同計画を策定しているにもかかわらず、それを公表していない。また、計画の内容に関する詳細を公表せず、概要のみに留まっている地方自治体もわずかながらある。なお、表 8 では同計画の実績や途中経過を公表している地方自治体を調べた結果を提示している。そこから読み取ることができるのは、7 割以上の東日本における地方自治体が同計画を策定しているにもかかわらず、その成果を報告しているのは、わずか 32.8%にとどまっていること。それは、同計画を策定したことを公表している地方自治体の数よりも少ないことを意味している。では、どれほどの地方自治体が、計画を策定したにも関わらず、その結果を公表していないのだろうか。表 9 をみると、計画の策定を公表し、その結果を公表している地方自治体は 29.4%にとどまっている。また、計画の内容を公表してはいないが、結果だけ公表している地方自治体は 2%ほどある。その一方で、15.2%の地方自治体は計画を策定している

表 9 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況と結果公表

		計画の有無								
		有	概要	済	期限切れ	リンク切れ	素案	無	不明	総計
結果の公表	有	29.4%	0.5%	2.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	32.8%
	無	15.2%	0.2%	29.8%	0.4%	0.3%	0.0%	20.9%	0.1%	67.0%
	準備中	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	公表予定	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
総計		44.8%	0.8%	31.9%	1.0%	0.3%	0.1%	21.0%	0.1%	100.0%

にもかかわらず結果を公表していない。すなわち、計画を策定している地方自治体のうちの 33.9%は、その結果を Web サイトで公表していないのである。もっとも、この数字は必ずしも公表することを拒んでいるものとみなしてはならない。現在、計画の実施期間中であり、途中経過を公表せずに、その成果だけを公表するという地方自治体も含まれている。

それでは、区域施策編については、どのような状況にあるのだろうか。前述したように、全国的にみて区域施策編の策定状況は、芳しくない。それは東日本に位置する地方自治体においても例外ではない。表 10 を参照してみると、同計画を策定しているのは僅か 20.1%だということがわかる。ただし、同計画の内容を公表している地方自治体は 16.8%である。では、同計画を策定している地方自治体は、途中経過や実績を公表しているのだろうか。表 11 は、同計画の途中経過や実績を公表している地方自治体の数を示したものである。これによれば、途中経過や実績などの結果を公表している地方自治体はわずか 6.0%にとどまっていることがわかる。表 12 をみると計画を公表している 16.8%の地方自治体のなかで、11.1%の地方自治体が、計画を策定していることを公表してはいるが、途中経過や実績などの結果を Web サイトで公表していないということが示されている。このことは、事務事業編の結果公表と比べれば、温室効果ガスの排出測定値に関する算定に時間がかかることが一因だと考えられる。また、計画を策定する根拠となっている法律の改正にともなって、計画の策定が義務化されたことによって、計画を策定してから日が浅い地方自治体も多いことが影響しているだろう。

さて、これら二つの計画に関する Web を利用した情報提供の実態が明らかになったうえで、東日本の地方自治体における気候変動政策の優先順位について考えてみたい。東日本に位置する地方自治体のなかで、気候変動政策に関する情報を専門にあつかうカテゴリページや、専門の Web サイトなどを開設しているのは、全体の 20%程度という状況であった。しかしながら、事務事業編に関する計画では 44.8%の地方自治体が Web で情報を提供している。すなわち、このような地方自治体では、体系的に気候変動政策に関する情報提供へ取り

表 10 地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編) の策定状況

有	156	16.8%
済	31	3.3%
策定中	5	0.5%
無	733	79.0%
不明	3	0.3%
総計	928	100.0%

表 11 地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編) の結果公表

有	56	6.0%
無	870	93.8%
不明	2	0.2%
総計	928	100.0%

表 12 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) の策定状況と結果公表

		計画の有無					総計
		有	済	策定中	無	不明	
結果の公表	有	5.7%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	6.0%
	無	11.1%	3.2%	0.3%	79.0%	0.1%	93.8%
	不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
総計		16.8%	3.3%	0.5%	79.0%	0.3%	100.0%

組んでいるとはいえない。だが、区域施策編に関する情報を提供している地方自治体の Web サイトは 16.8% ほどである。それゆえ、気候変動政策に関する情報を専門にあつかうカテゴリページや、専門の Web サイトを開設している地方自治体の中には、同計画を策定していなくても、気候変動という問題の重要性を十分に認識し、まずは情報提供に努めているという地方自治体や、同計画以外に独自の気候変動政策に取り組んでいる地方自治体があるということも読み取ることができる。すなわち、このような地方自治体の存在は、同計画を策定していないからといって気候変動政策への取り組みに関する優先順位が、他の政策領域と比較して必ずしも低いわけではないと考えることができよう。

最後に、以上のような東日本における地方自治体の Web を利用した気候変動政策に関する情報提供の実態が明らかになったなかで、オープンガバメントとの関係性について論じておきたい。おそらく、今後はオープンガバメントやオープンデータといった時代の潮流へ呼応していくことが一つの課題となるだろう。それゆえ、鯖江市のように、行政以外の主体が、行政の保有する情報の二次利用を可能にするようなデータの公開へ向けたオープンガバメントやオープンデータに関する取り組みを推進していくことであろう。しかしながら、時代の趨勢にいち早く呼応した福井県の鯖江市でさえ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の事務事業編と区域施策編の両計画を策定しているにも関わらず、その計画書は Web で公表されていない。二次利用可能な形で、公共データを Web に公開することの重要性は、認めざるをえないだろう。だが、基本的な政策情報の公開を徹底すること以上に優先度の高い施策なのだろうか。

今後は、オープンガバメントやオープンデータといった曖昧な概念に惑わされることなく、IT 基本法の第二十条で規定されている「行政の情報化」という原点に立ち返る必要がある。透明性を向上させる手段として ICT を内在化するうえで、まずは Web サイトに全ての政策文書を公開するということを徹底するべきである。そして、その前提として体系的な政策情報の提供を試みるべく、カテゴリページの整理や Web サイトの再構築などを検討材料に含めなくてはならない。そのうえで、地方自治体は気候変動政策に関する情報はじめとした環境情報の提供に努めていく必要があるだろう。

7. おわりに

本稿では、電子自治体の推進に関する歴史を踏まえつつ、東日本に位置する地方自治体の気候変動政策に関する Web を利用した情報提供の実態を概括した。その結果、オープンガバメントやオープンデータという新しい概念が登場している一方で、基本的には 10 年以上前から追いついてきた電子自治体という概念の中核をなす「透明性の向上」を意味するものであった。そして、それが未だに不十分であり、Web を利用した地方自治体の気候変動政策に関連する環境情報の提供も充実していないことが明らかになった。時流に乗って、新しい概念を取り込むのが悪いわけではない。だが、足元の状況をしっかりと確認せず、前に進むということに対して、どのような意味があるというのだろうか。まずは、今一度「透明性」とは何かという観点から「行政の情報化」について再考し、そこから ICT を利用した気候変動政策をはじめとする環境情報の整備と提供について見直しを図っていかなくてはならない。

注

- 1) Whitehouse, 2009, Transparency and Open Government.
< http://www.whitehouse.gov/the_press_office/TransparencyandOpenGovernment >, 05/24/2014 referred.
- 2) 2014 年 1 月 1 日現在、日本には 1789 の地方自治体が存在していたが、2014 年 4 月 5 日に栃木県岩舟町が栃木市に編入された。そのため、現在の地方自治体の総数は 1788 となっている。しかしながら、本稿に示すデータは 2013 年 10 月 20 日から 2014 年 4 月 18 日までの間に調査したものであり、1789 の地方自治体を対象とした調査結果の一端である。それゆえ、当時岩舟町が公開していた Web サイトも調査対象としている。なお、岩手県滝沢村が 2014 年 1 月 1 日をもって、滝沢市へと昇格したが、本研究で取り扱っているデータは滝沢村の Web サイトである。
- 3) 本調査は、リサーチ会社が保有するモニターを母集団として、そこから標本を抽出したものであり、回答者の属性が、日本の人口比率とおおよそ一致するように設定したと記されている（環境省, 2014）。しかしながら、サンプル数が明確ではなく、回答者数しか明らかにされていない。そのため、この標本調査が、どれだけ日本国民の意見を代表するものとして捉えたものなのかということについては、はなはだ疑問の余地が残されているということを記しておきたい。し

かしながら、現状では日本国民の環境問題や環境政策への意識を把握するための有力な手がかりの一つであることも確かなことであり、詳細については本調査結果を参照されたい。

参考文献

- アリアドネ, 1996, 『調査のためのインターネット』 筑摩書房.
- Bryman, Alan., 2012, *Social research methods: fourth edition.*, Oxford University Press.
- 榎並利博, 2002, 『電子自治体』 東洋経済新報社.
- 平岡俊一・伊与田昌慶, 2011, 「自治体による温暖化対策」和田武・新川達郎・田浦健朗・平岡俊一・豊田陽介・伊与田昌慶『地域資源を活かす温暖化対策：自立する地域をめざして』学芸出版社, 26-42.
- 平岡俊一・田浦健朗, 2007, 「市民参加による自治体の地球温暖化対策・政策」和田武・田浦健朗編『市民・地域が進める地球温暖化防止』学芸出版社, 28-45.
- 池田寛二, 2001, 「地球温暖化防止政策と環境社会学の課題：ポリティクスからガバナンスへ」『環境社会学研究』7, 5-23.
- 上村進・高橋邦明・土肥亮一, 2012, 『e- ガバメント論：従来型電子政府・電子自治体はなぜ進まないのか』三恵社.
- 環境省, 2009, 『環境情報戦略：持続可能な社会のための環境情報の共有と活用に向けて』.
- , 2014a, 『地方公共団体の取組についてのアンケート調査報告書：平成 25 年度 第四次環境基本計画の着実な推進に向けた調査業務』.
- , 2014b, 『環境にやさしいライフスタイル実態調査報告書：平成 25 年度 第四次環境基本計画の着実な推進に向けた調査業務』.
- , 2014c, 『地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き』.
- , 2014d, 『地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果報告書』.
- きたみりゅうじ, 2014, 『【改訂 4 版】図解でよくわかる ネットワークの重要用語解説』技術評論社.
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部, 2011, 『電子行政推進に関する基本方針』.
- , 2013, 『電子行政オープンデータ戦略』.
- 村井 純, 1995, 『インターネット』岩波書店.
- 村岡元司, 2013, 「環境行政における環境情報戦略の概観」『環境情報科学』42(2), 5-10.
- Mol. A.P.J., 2008, *Environmental Reform in the Information Age*. Cambridge.
- 日経パソコン編, 2012, 『日経パソコン デジタル・IT 用語辞典』日経 BP 社.
- 西田善行, 2009, 「「視聴者の反応」を分析する：インターネットから見るオーディエンス論」藤田真文・岡井崇之編『プロセスが見えるメディア分析入門：コンテンツから日常を問い直す』世界思想社, 145-169.
- OECD (The Organisation for Economic Co-operation and Development), 2003, *The e-government Imperative*. OECD publishing.
- 佐藤郁哉, 2002, 『フィールドワークの技法：問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社.
- , 2006, 『フィールドワーク増訂版：書を持って街へ出よう』新曜社.
- 盛山和夫, 2004, 『社会調査法入門』有斐閣.
- 総務省, 2013, 『地方自治情報管理概要：電子自治体の推進状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）』.

